⑵　1⑹の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

⑶　1⑺の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

⑷　1⑻の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

⑸　1⑼の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

⑹　⑵から⑸までの記載に当たつては、設備規則第60条第2号⑴の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。

7　1⑽から⒀までの欄は、次によること。ただし、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第44条第2項第2号⑴に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は記載を要しない。

⑴　1⑽の欄の□には、申請に係る設備と他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

⑵　1⑾の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線（施行規則第44条第2項第2号⑵に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電気的に接続されたものに限る。）を除く。）の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

⑶　1⑿の欄の□には、申請に係る設備において使用される電力線の状態に関して、片線の接地の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

⑷　1⒀の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみにスイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

8　1⒁の欄は、1⑴から⒀までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

［9　略］

10　3の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、その名称を記載し、フリガナを付けること。

11　4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

12　5の欄は、「何県何市何町〇―〇―〇何内」のように記載すること。

［13　略］

14　変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1⑴から⒀までに変更があつた場合は、1⒁の欄も記載すること。）。

［15・16　略］

⑵　1の⑹の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

⑶　1の⑺の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

⑷　1の⑻の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル（1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。

⑸　1の⑼の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。

⑹　⑵から⑸までの記載に当たつては、設備規則第60条第2号の⑴の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。

7　1の⑽から⒀までの欄の記載は、次によること。ただし、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第44条第2項第2号の⑴に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は記載を要しない。

⑴　1の⑽の欄の□には、申請に係る設備と他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

⑵　1の⑾の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線（施行規則第44条第2項第2号の⑵に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電気的に接続されたものに限る。）を除く。）の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

⑶　1の⑿の欄の□には、申請に係る設備において使用される電力線の状態に関して、片線の接地の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

⑷　1の⒀の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみにスイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

8　1の⒁の欄は、1の⑴から⒀までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

［9　同左］

10　3の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、その名称を記載し、ふりがなを付けること。

11　4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。

12　5の欄は、「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。

［13　同左］

14　変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（1の⑴から⒀までに変更があつた場合は、1の⒁の欄も記載すること。）。

［15・16　同左］